



鳥取県公報

平成12年8月16日(水)

号外第81の2号

毎週火・金曜日発行

目次

- ◇ 規則 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会体育保健課） 1

——公布された規則のあらまし——

◇ 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

- 1 使用料を減免することができる施設に県立武道館を加えることとした。
- 2 県営鳥取武道館、県営米子武道館及び県営倉吉武道館を使用料の減免をすることができる施設から除くこととした。
- 3 この規則は、平成12年9月1日から施行することとした。ただし、2については同年10月1日から施行することとした。

規則

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年8月16日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県規則第88号

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

第1条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
(授業料等及び使用料の減免)	(授業料等及び使用料の減免)
第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用	第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用

料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。

区分	授業料等又は使用料	減免事由
略		
鳥取県営鳥取武道館、鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館	施設使用料	1～6 略
鳥取県立武道館	施設使用料	<p>1 中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う大会、講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。</p> <p>2 障害者及びその介護者が利用するとき（貸切の場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）</p> <p>3 高等学校の生徒が休日等に利用するとき（貸切りでない場合に限る。）。</p> <p>4 70歳以上の者が利用するとき（貸切りの場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。</p> <p>5 要介護者等及びその介護者が利用するとき（貸切りの場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。</p> <p>6 その他武道の振興を図るために知事が特に必要があると認めたとき。</p>
		略

料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。

区分	授業料等又は使用料	減免事由
略		
鳥取県営鳥取武道館、鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館	施設使用料	1～6 略
		略

第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(授業料等及び使用料の減免)</p> <p>第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の</p>	<p>(授業料等及び使用料の減免)</p> <p>第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の</p>

右欄に定める事由に該当する場合とする。

区分	授業料等又は使用料	減免事由
県立学校	授業料	略
	入学料及び入園料並びに入学選抜手数料	火災、風水害等の非常災害により入学料及び入園料並びに入学選抜手数料の支弁が困難であると認められるとき。

右欄に定める事由に該当する場合とする。

区分	授業料等又は使用料	減免事由
県立学校	授業料	略
	入学料及び入園料並びに入学選抜手数料	火災、風水害等の非常災害により入学料及び入園料並びに入学選抜手数料の支弁が困難であると認められるとき。
鳥取県営鳥取武道館、鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館	施設使用料	<p>1 中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う大会、講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。</p> <p>2 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者（以下「障害者」という。）及びその介護者が利用するとき（貸切りの場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）</p> <p>3 高等学校の生徒が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）に利用（貸切りでない場合に限る。）するとき。</p> <p>4 70歳以上の者が利用するとき（貸切りの場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。</p> <p>5 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）及びその介護者が利用するとき（貸切りの場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。</p> <p>6 その他武道の振興を図るために知事が特に必要があると認めたとき。</p>
鳥取県立武道館	施設使用料	<p>1 略</p> <p>2 障害者及びその介護者が利用するとき（貸切りの場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。</p>

	3 高等学校の生徒が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を利用するとき(貸切りでない場合に限る。)。		3 高等学校の生徒が休日等に利用するとき(貸切りでない場合に限る。)。
	4 略		4 略
	5 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき(貸切りの場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。)。		5 要介護者等及びその介護者が利用するとき(貸切りの場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。)。
	6 略		6 略
	略		略

附 則

この規則は、平成12年9月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。